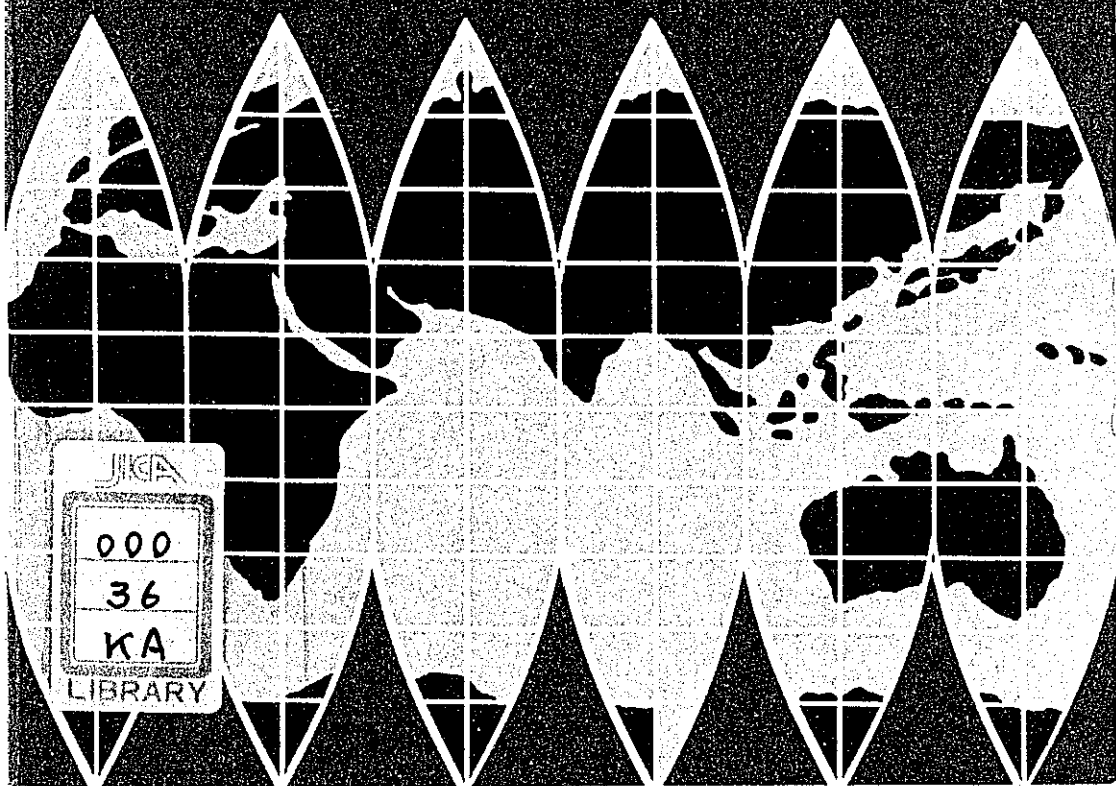


海外技術協力事業団概要

1970年度



国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 24	000
		36
登録No.	07422	KA

JICA LIBRARY



1018999[1]

序

開発途上の諸国に対するわが国の技術協力は、昭和29年に開始されて以来すでに15年の歴史を有しています。この間、事業の規模は、内外の要請にもとづき拡大の一途をたどり、今や、その対象国は、アジアをはじめとして中近東、アフリカ、中南米にも及んでいます。また、これに応じて、技術協力の実施体制も飛躍的に整備強化されつつあります。

わが国の技術協力は、当然のことながら、地理的にわが国に近接し、わが国と経済的、政治的に関係の深いアジア諸国に力点を置かれていますが、とりわけ近年は、アメリカ、イギリスのアジア政策の転換に伴い「アジア人への肩代り」要請と自助努力への認識の高まりからアジア開発銀行の設立、東南アジア開発閣僚会議、アジア太平洋閣僚会議等にみられるように、経済開発に地域協力の新しい胎動が見られ、アジア唯一の先進国であるわが国の責任を一層重いものになっています。

海外技術協力事業団は、昭和37年6月にわが国政府ベースの技術協力を実施する総合的な機関として設立され、爾来、事業規模の拡大、内容の改善等に鋭意努力を重ねてまいりましたが今や、国際的な要望である開発途上の諸国に対するこの技術協力を、国民の理解と支持の下に一層発展させるべき時にきていると考えます。

この小冊子により、当事業団の事業活動、組織、機構等、政府ベースの技術協力について大方の御理解を深めることができれば幸甚に思う次第であります。

海外技術協力事業団

理事長 田付景一

目 次

1. 設立の経緯	1
2. 機構	3
3. 予算	7
4. 技術協力の意義とその趨勢	8
5. 業務	14
(1) 研修員受入事業	14
(2) 専門家派遣事業	16
(3) 海外技術協力センター事業	17
(4) 開発調査事業	18
(5) 機材供与事業	18
(6) 医療協力事業	19
(7) 理科教育等海外協力事業	19
(8) 農業協力事業	20
(9) 開発技術協力事業	20
(10) その他の協力事業	21
(11) 日本青年海外協力隊事業	21
(12) 関連事業（企画調査，情報管理，広報等）	22
(付) ① 海外技術協力事業団法	
② 海外技術協力事業団主要役員名簿	
③ 受入研修員に関する諸経費一覧	
④ 派遣専門家の給与等一覧	
⑤ 国内研修センター概要	
⑥ 賛助会員名簿	

1. 設立の経緯

海外技術協力事業団は、法律（昭和37年5月10日法律120号）（付1参照）をもって昭和37年6月30日に設立された特殊法人である。当時は、昭和29年のコロポ計画（※）加盟により開始されたわが国政府ベースの技術協力がようやく軌道にのりつつあったが、これを実施する機関としては各種団体が併立していた。すなわち、アジア、中近東・アフリカ諸国を対象とした「アジア協会」（社団法人）、中南米を対象とした「ラテン・アメリカ協会」（社団法人）、開発途上国の開発プロジェクトの調査を実施する「国際建設技術協会」（社団法人）、メコン河の総合開発のための調査事業を行ってきた「メコン河総合開発調査会」等がそれである。しかしながら、政府が関与する協力事業が、このように多元化された体制のもとで行なわれることは、業務の能率の低下を来すおそれがあるばかりか、国家財政の見地からみても、不安定かつ不経済であり、拡大する事業を効率的に遂行するという要請に十分応え得るものではなかった。開発途上国に対するわが国の援助努力、強化の要請が国際的に一段と強まり、また、これが国内的にも国の外交上、国際経済政策上の主要な施策として認識されるにしたがい、技術協力をより総合的、効率的に実施する体制を確立する必要性が官民各界から強く叫ばれるに至ったのは当然の趨勢である。

このような情勢の中で、対外経済協力審議会は、第2回の会合において技術協力実施のための新機関設立の問題をとりあげ、また、政府部内、自民党においてもこの問題を真剣に検討した結果、外務省所管の特殊法人設立の運びとなった。

そして、第40通常国会において「海外技術協力事業団法」が承認され、昭和37年5月10日に法律第120号として公布、即日施行され、同年6月30日事業団が正式に設立された。事業団の設立に伴い従来政府ベースによる技術協力の実施を分掌委託されてきた「アジア協会」、「メコン河総合開発調査会」は解散され、その業務は事業団にひきつがれ、また、「ラテン・アメリカ協会」、「国際建設技術協会」に関しては、その委託事業のみが事業団に統合引き継がれることとなった。

※1950年、英連邦諸国外相がコロomboに会し、国際協力のための協議委員会を設置し、第1回協議委員会は同年シドニーで開催、日本は第6回オタワ会議で正式に加盟した。

2. 機 構

(1) 役 員

本事業団の役員は、会長1人、理事長1人、常勤理事4人、非常勤理事4人および監事2人である。会長、理事長および監事は、外務大臣が任命し、理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(2) 諮 問 機 関

イ 運営審議会

会長の諮問機関として海外技術協力事業団法第18条に基づく運営審議会が置かれている。運営審議会は、委員15人で組織し、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議し、業務の運営につき、会長に対して意見を述べるものである。委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから外務大臣の認可を受けて、会長が任命することになっており、現在民間有識者および関係各省の事務次官により構成されている。

ロ 顧問および参与

顧問は、事業団の運営方針に関し、参与は、事業団運営の具体的な事項に関し会長の諮問に応じまたは意見をのべる。

(3) 業 務 部 門

事業団の業務部門の組織は、総務部、経理部、国内事業部、海外事業部、開発調査部、医療協力部、農業協力部、開発技術協力室および附属

機関ならびに日本青年海外協力隊事務局から成り、昭和45年度職員定数は439名である。各部局等の事務分掌は、次のとおりである。

(1) 総務部

業務の総合調整、文書、企画、組織、人事、予算、情報管理、広報、語学研修、職員の福利厚生、内外関係諸機関との連絡に関する事項および他部に属さない事項を取り扱う。

(2) 経理部

収支予算、決算、会計および会計の監査、財産物品の管理、契約事務を取り扱う。

(3) 国内事業部

海外からの研修員に対する研修計画の策定およびその実施、オリエンテーション、日本語研修、研修員の福利厚生その他の管理、研修効果のエバリュエーション、アフターケア、国内研修センターの業務運営を取り扱う。

(4) 海外事業部

専門家の派遣、海外技術協力センター、専門家、センター要員の人选、派遣およびその管理、海外技術協力センター、機材供与に関する業務、国際連合機関の行なう技術協力に対する協力業務を取り扱う。

(5) 開発調査部

開発調査実施計画の策定、調査団の派遣、調査、設計等の実施、調査団員の管理に関する事項を取り扱う。

(6) 農業協力部

農業開発のための特別の開発プロジェクトに関し調査、実施設計、農業専門家の派遣、機材供与等を一貫して取り扱う。

(7) 医療協力部

医学専門家の派遣，病院，医療施設の設置運営，必要な機械等の調達，供与に関する業務を取り扱う。

(8) 開発技術協力室

一次産品開発のための調査，協力基地の設定，基地要員派遣を通ずる技術的指導，助言，開発に必要な資，機材の供与等を取り扱う。

(9) 附属機関

イ 国内研修センター

海外からの研修員の研修，宿泊施設として東京インターナショナルセンター，大阪国際研修センター，名古屋国際研修センター，内原国際農業研修センター，三崎国際水産研修センターがある。
(付5参照)

ロ 海外事務所

バンコック(タイ)，ニューデリー(インド)，プノンペン(カンボディア)，マニラ(フィリピン)，ジャカルタ(インドネシア)，ダッカ(パキスタン)，シンガポール(シンガポール)に海外事務所を設けている。

(10) 日本青年海外協力隊事務局

協力隊の実施計画，協力隊に関する広報，啓発，隊員の募集，選考，事前研修および派遣，派遣隊員に対する指導，援護，管理，帰国後の隊員に関する事項を取り扱う。また，派遣先における隊員の管理，援護あるいは協力隊に関する相手国政府等との連絡調整のため海外駐在員を置いている。現在のところ，クアラルンプール(マレーシア)，ヴィエンチャン(ラオス)，ダルエスサラーム(タンザニア)，マニラ(フィリピン)，ラバト(モロッコ)，ニューデリー

(インド) に各 1 名派遣している。

なお、日本青年海外協力隊事務局は隊員の派遣前訓練並びに宿泊施設を併有した日本青年海外協力隊ビルを渋谷区広尾に設けている。

3. 予 算

昭和45年度海外技術協力事業団の収入支出予算は、次のとおりである。

〔収入〕

1. 政府委託費	6,879,113千円
2. 政府交付金等	990,953
3. 政府出資金等	745,992
4. 国内研修施設運営事業	168,913
5. 賠償事業	16,527
6. 東南アジア漁業開発センター協力事業	62,929
計	8,864,427

〔支出〕

1. 政府委託事業費	6,879,113千円
2. 管理事務費等	990,953
3. 出資金等施設整備費	745,992
4. 国内研修施設運営費	168,913
5. 賠償事業費	16,527
6. 東南アジア漁業開発センター協力事業費	62,929
計	8,864,427

4. 技術協力の意義とその趨勢

第2次大戦後、アジア、アフリカ地域の多くの植民地が政治的独立を獲得し、経済開発を推進しつつあるが、先進工業国と開発途上国との間の富の格差はむしろ拡大の傾向にあって、世界の経済発展と平和維持に大きな問題を投げかけており、南北問題解決の課題はますます重要性を帯びてきた。たしかに、開発途上国はその経済的自立、生活水準向上を目指して開発努力を続けているとはいへ、資金、技術の不足から多くの隘路に直面しており、これを克服するためにはどうしても先進諸国からの資金、技術両面における援助に依存せざるを得ない。

長期的視点に立った経済協力が開発途上国の安定と繁栄に資し、これがひいては、世界経済全体の安定的な拡大と平和の達成につながることは、もはや今日の常識になっている。なかでも、技術協力は経済開発の主要な推進力である人的資源を開発し、技術水準を向上させ、また、貧困と疾病に悩む人達の民生安定と福祉に貢献するものであって、これが開発途上国の経済開発に与える相乗効果はきわめて大きいと言われている。

さらに、わが国にとっても、技術協力は相手国との経済的・政治的連携を緊密化する上で、また、これら諸国にわが国の技術水準と産業の質の高さを認識させる上できわめて重要である。

周知のように、アジア地域においてわが国は唯一の先進国であり、このため開発途上国からも、先進諸国からも大きな期待を寄せられているが、とりわけ、わが国の近代化達成の歴史的過程は、開発途上国の国づくり、人づくりに好個の前例を提供するものと思われる。ことに、わが

国とアジア諸国とは自然的、社会的環境の類似性も多いことから、これら諸国の開発戦略にとって、わが国の協力は他の援助国が比肩し得ない程有用かつ独特の役割を果し得るものと思われる。

わが国の技術協力には、開発途上国政府の要請に応じて、日本政府が行なう政府ベースの協力事業と民間企業がそのイニシアティブにより政府の補助を受けて行なう民間ベースのものがある。

民間ベースの技術協力が、企業進出、商品市場の開拓などの商業的動機に基づくのに対し、政府ベースの技術協力は、このような個々の商業的利害と密着するよりも、相手国の経済開発、民生の安定に技術を通じて協力し、その経済的社会的自立を助けることを基調とするいわば国際的連帯感に基づくものである。技術協力は協力の対象分野が多岐にわたっていること、協力の期間が長期にわたり即効が必ずしも期待し得ないものが多いこと、そして何よりも、その対象プロジェクトが相手国政府の国家計画と強いかかわりをもつことなどのために、必然的に政府ベースの技術協力が大きな比重を占めることとなる。

わが国政府ベースの技術協力は、現在、政府機関・民間関係機関の協力を得て、海外技術協力事業団が中心となって実施しているが、その事業予算（表1参照）および対象地域は年々拡大するとともに、事業の内容も多角的になってきている。このことは急速な経済発展をとげて先進諸国の仲間入りしたわが国が、世界経済の動向と開発途上国の要請に應へて、わが国の重要施策としてこの事業を強力に推進しようとする姿勢を示すものである。

表 1

(単位 百万円)

年 度 (昭和)	37	38	39	40	41	42	43	44	45
金 額	1,654	1,898	2,352	2,404	3,472	5,356	6,921	7,639	8,864

海外技術協力事業団の予算の推移

事業の内容についていえば、昭和37年の事業団設立当初の事業は、研修員受入、専門家派遣、海外技術協力センターおよび開発調査の4つであったが、昭和39年には新たに機材供与事業が開始され、また、昭和40年からは日本青年海外協力隊事業が発足した。更に昭和41年には、医療協力および理科教育協力が、また昭和42年に入り、農業開発および一次産品開発に関し特別なプロジェクト協力事業が新設された。

これとともに事業団の組織機構は内外とも・拡大し、受入研修員の研修施設等も拡充されつつある。

この間、第二世銀、DAC (OECDの開発援助委員会)、米州開発銀行、アジア開発銀行等の活動の本格化、世銀による協議グループ、コンソーシアム活動等を通じて、経済援助をめぐる国際協調の動きは一段と活発化した。わが国もこれらのほとんどの機構に加盟し、特にDACにおいては設立当初(1961年)より年次審査活動その他に参画して、援助分野における国際協調の努力に積極的に加わってきた。

ところで、わが国の技術協力を他の先進諸国と比較すると、技術援助の総額は1370万ドル(支払ベース)で米国の約50分の1弱、フランスの35分の1にすぎず、また政府援助に占める割合は3.8%で、この数字はDAC諸国平均23.2%と比較すれば遠く及ばず最下位である。

(表2参照)

表 2

(単位 百万円)

項目 国名	技術協力実績 百万ドル	援助総額に占める割合 %	政府開発援助に占める割合 %
フランス	417.6	28.2	48.8
ドイツ	146.2	8.8	26.4
英国	98.9	12.9	23.1
米 国	657.0	11.3	19.8
日 本	13.7	1.3	3.8
DAC加盟国 合 計	1,491.8	11.5	23.2

DAC諸国の技術協力実績と援助総額及び政府開発援助に占める割合

(出所) 1969年DAC議長報告

この点は1969年のDACの対日援助レビューの会議において米代表から「日本の技術援助計画は未だ政府ベース援助総額に対し、僅か3.8% (二国間政府ベース援助に対しては4.4%)の比重を占めるに過ぎず、その規模は相対的に極めて小規模であるが、その隘路はなにか」と言う疑問をいだかせたほどである。このように海外のわが国技術援助に対する期待は大きく、その政府ベース援助に占めるシェアの拡大を強く望んでいる。

国内的にも44年にまとめた通産省の構想では「技術協力を力を入れ、援助要員の養成や待遇改善などの国内体制を固め、さらに資本、技術、経営が一体となった援助政策を推進する……(中略)……技術協力を強化

し、昭和50年には二国間政府ベース援助額に占める比率を20%に近づける」としており、技術協力の経済協力の中に占めるべき位置を改めて確認している。

また最近における経済、技術協力における国際趨勢をみると国連総会が「国連開発の十年」として宣言した1960年代を終り、「第2次国連開発の十年」の幕明けとしての1970年代を迎へたが、南北問題はますます多様化、複雑化して深刻の度合を深めつつあり、これに伴い先進諸国の開発途上国に対する援助目標も国民所得の1%から国民総生産の1%へと高められ、最近発表されたピアソン報告では1975年までに達成すべきことが勧告された。一方アジア地域では米、英両国のアジア政策の転換に伴う肩代り要求とアジア人の自助努力への期待が強く打出されるに伴いアジア地域唯一の先進国であるわが国の海外援助は新たな転換を迫られている。

本年5月、インドネシアに於て開催された第5回東南アジア開発関係会議において愛知外務大臣は「わが国の海外援助は1975年までに国民総生産の1%をふりむけるよう努力する。そのため年間援助額は40億ドルになろう」と内外に宣明した。わが国の一人当り国民所得が先進諸国に比べ著しく低いとは云へ国民総生産額で西独を抜いてアメリカに次ぎ自由世界第2位となった日本にとって海外援助の規模を長期的な観点に立って、計画的な拡大を図ることが必要であろう。

このような海外援助の新しい展開に伴い、事業団としても今後機構を整備するとともに事業内容も従来の受動的単発的協力から開発途上国の社会、経済開発に積極的且つ直接的に参画するプロジェクトを中心とする協力を発展させ行く方針である。

5. 業 務

事業団は業務の実施にあたって、対外的には監督官庁である外務省を通じ、開発途上諸国政府、国際機関の技術協力機関と連絡を持ち、また、国内的には政府機関、民間関係機関の広範にわたる協力を得ている。

事業団の業務を大別すれば、一つは研修員の受入、専門家の派遣、機材の供与等技術協力事業の具体的な実施であり、他は技術協力を実施するに必要な企画、立案、調査、情報管理、広報、出版等の関連業務である。

また、事業団の実施している技術協力事業は経費負担の点から分類すると、わが国が全額を負担するものと相手国が主要な経費を負担し、わが国が一部を負担するものに大別できる。現在の事業の多くはわが国が経費のほとんど全額を負担するものであるが、例えば、政府一般(GG)計画、国連計画、賠償計画等に基づく研修員の受入、専門家の派遣は、主として相手国が負担し、わが国は経費の一部を分担する事業である。

(1) 研修員受入事業

この事業は、開発途上国の中級および高級技術者を、その国政府の要請によりわが国に受入れ、技術の研修、新知識の習得あるいは再訓練を行ない、開発途上国の経済的、社会的発展に寄与し、併せて日本の産業、文化を紹介し、両国の親善友好に役立てることを目的としている。

現在、これらの受入れは、コロンボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画、その他アジア地域等技術協力計画、原子力計画（以上はその費用の全額をわが国が負担する）、国連計画、政府一

般要請計画（以上は費用の一部である研修付帯費のみをわが国が負担する）に基づいて行なわれており、研修分野は稲作から原子力に亘っているが、農林水産分野が最も多く、以下一般行政、軽工業、電気通信、建設と続いている。地域的にはわが国との地理的、歴史的、経済的関係の深い、アジア地域が圧倒的に多いが、その他、アフリカ、中南米地域にもおよんでいる。

研修の方式には、わが国で予め設定した研修プログラムに沿って各国から参加希望者を募る集団研修と各国の独自の要請に基づき研修させる個別研修に分けられるが、昭和45年度においては1,490名の研修員の受入れを計画しており、そのうち集団研修は90コースを実施する予定である。研修員としての資格は、研修コースの内容によって異なるが、各国において経済社会開発の中心となる人びとを対象としているため大半は各国官庁の中堅職員（このような点が一般の留学生と異なる）である。

（研修員の待遇等については付3参照）

受入研修員は、セミナー参加者、視察および見学者、研究者、技術技能研修者等に大別されるが、それぞれ事業団におけるオリエンテーションを受けたのち、事業団の研修機関、政府の試験研究機関、大学、民間の企業、訓練所等の各機関において、研修プログラムに従って研修し、訓練を受ける。

事業団自体の研修、宿泊施設としては、東京に東京インターナショナルセンター、大阪に阪神工業地帯を背景にした研修のための大阪国際研修センター、名古屋に中京地区の工業を中心とした研修のための名古屋国際研修センター、茨城県内原に国際農業研修センター、神奈川県三浦市に国際水産研修センターが設けられている。（付5参照）

事業団は、これら研修の計画の立案その他研修管理全般の仕事を受け

もっており、この研修管理の一環として、研修員に対する日本語教育を実施し、また研修員に対する帰国後のアフターケアも鋭意進めている。その具体的措置としては、帰国研修員との交流、技術相談、わが国技術協力の動向等を記事とした「KENSHU-IN」誌の送付、機材の供与、帰国研修員の同窓会活動等が主要なものである。

(2) 専門家派遣事業

この事業は、東南アジア、中近東・アフリカ、中南米地域の開発途上国およびECAF E、ECA等の国際機関に対し、コロボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画およびその他アジア地域等技術協力計画に基づき、専門家を派遣し、各国の政府関係機関、試験研究機関、事業所、学校、指導訓練機関等で計画立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行なうものである。その他、東南アジア漁業開発センター、アジア開発銀行等の国際機関への専門家派遣による協力業務、ならびに相手国政府が経費を負担して招へいする専門家の推せん、給与の補填等の業務および国連への専門家の推せん業務も実施している。派遣専門家を業種別にみると農林水産分野が最も多く、以下、電気通信、鉱工業、土木建設、運輸、軽工業の順となっている。また、地域的にみると、アジア地域が圧倒的に多い。専門家の派遣にあたっては相手国の要請に基づき、関係政府機関等と打ち合わせて、適格者の推せんを依頼するか、あるいは事業団自体において登録している者の中から適任者を選定して決定し、派遣前に現地事情その他のオリエンテーションおよび語学、技術等の研修を十分行なっている。またこれら開発途上国に派遣された専門家が任国において技術協力業務に専念し十分な成果をおさめるよう、派遣中の専門家との連絡を密にし、その指導管理に万

全を期するとともに、帰国後の効果測定等のフォローアップにも意を注いでいる。また、事業団と派遣専門家とのコミュニケーションを強化するため、機関誌「エキスパート」を定期的に発行している。（派遣技術者、専門家の待遇等については付4参照）

（3） 海外技術協力センター事業

この事業は、わが国からは技術者と機材を送り、相手国側が土地、建物等を提供し、現地に所要の施設を設け、技術の訓練、演示、研究等を行なうものである。

これは相手国政府との間で締結した協定に基づき設置されるもので、原則として、3か年間の協力期間の後相手国側に引き継がれることになっているが、この協力期間は延長される場合が多い。なお、これまで設置されたセンターは、いずれも相手国側への引継ぎ後も順調に運営され、わが国は引続きコロボ計画等により専門家を派遣して協力をしている。

このセンター事業は、昭和32年に開始されたもので、現地において直接多くの人びとを対象とし、かつ、現地の実情にあった方法がとり得る利点があり、そのデモンストレーション効果も大きいという点で極めて有効な技術協力の方式である。

海外技術協力センターは、当初は技術者の訓練を主な目的として設けられたが、その後、タイのウイルス研究センター、パキスタンの電気通信研究センターのように研究を目的としたもの、さらに、インド農業センターのように技術の演示を中心にしたものへと多様化してきた。対象業種としては、小規模工業、農業、漁業、繊維工業、水産加工、電気通信等が主なものである。

(4) 開発調査事業

この事業は、開発途上国の要請に基づいて、その経済開発に重要な役割を果たす産業基盤等の公共的開発計画に関し、調査団を派遣してコンサルティング協力を行なうものである。調査の程度は、概括的な現状調査とそれによる計画の方向づけから、精度の高いいわゆるフィージビリティ・サーベイにわたり、また調査対象は1国のみ開発プロジェクトの場合と広域通信網建設調査、エカフェが推進するメコン河総合開発計画およびアジアハイウェイ計画調査等のように数カ国にわたる広範な地域開発プロジェクトの場合もある。

対象分野も農林水産資源、鉱物資源、工業、港湾、道路、鉄道、電源開発、橋梁、都市計画等多岐にわたる。調査結果は、報告書にまとめられて勧告のかたちで日本政府と相手国政府に提出される。

とくに最近の調査は次第に大型化し、長期的なものになりつつあるが、さらに、資金協力と結びついた精度の高いものが要求される傾向にある。

調査団の編成にあたっては広く関係官庁や民間コンサルタント会社等の協力を得ている。

(5) 機材供与事業

この事業は機材あるいは設備の不足のために経済的、社会的開発が遅れている開発途上国に、必要な機材を贈与し開発の推進に寄与しようとするものであり、研修員受入、専門家派遣、日本青年海外協力隊事業等との関連において実施され、「人と物との組合せ」による援助として効果をあげている。供与する機材も、農機具、工作機械、漁具、冷凍魚運

搬車、電子顕微鏡、電気通信機器等と多岐にわたっている。また、この事業はわが国のすぐれた機材を開発途上国に認識させる上で極めて有用な役割を果たしていることも見逃せない。

(6) 医療協力事業

この事業は医療事情が極度に悪い、アジア、アフリカ地域の開発途上国に対し、わが国が医療技術をもって協力をし、これら諸国の保健衛生面の改善に資そうとするものである。もちろん医療分野に関する技術協力は従来から研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与等の方式でアジア、アフリカ諸国に対して小規模に実施していたが、昭和41年度に約3億5,000万円の予算が計上されるにおよんで、医療関係技術者の派遣、医療機材の供与、医薬品の供給等を積極的に行なうようになったもので、タイへの巡回診療団、南ヴェトナムへの医療チームの派遣、病院建設等がなされた。また機材供与としてはタイ、インドへの大型電子顕微鏡等の供与が実施された。その他、各国の医療事情の調査のため調査団を派遣し、今後の効率的な医療協力実施の一助としている。

(7) 理科教育等海外協力事業

この事業は、開発途上国に対する教育協力の一環として特に遅れている分野である理科教育に協力するもので、その業務内容は主として中学、高等学校の理科教員の再教育を目的とし、これに必要な教材の供与、専門家の派遣等を行なうものである。従来、研修員としてわが国の教育事情、制度等を視察、研究する者はあったが、わが国よりこれら諸国への専門家の派遣は極めて少数にとどまっていたことでもあり、今後協力の可能性が大きく、かつ、その効果も大いに期待される分野である。

(8) 農業協力事業

この事業は開発途上国の経済開発における農業の重要性が再認識される趨勢と、東南アジア農業開発会議の開催等地域的協力の活発化に伴い、従来から行なってきた農業技術協力に加え、昭和42年度から新たに「農業開発のためのプロジェクト協力」を実施することになった。すなわち、土地基盤の整備と営農技術の改善を中軸として適地においてモデル的に実施しようとする農業開発プロジェクトに対し、当該プロジェクトの調査、計画、実施設計、営農体系の組立てとその普及指導、必要な資金のあっせん等について総合的に、かつ、一貫して協力するものであって、相手国の農業生産の増大と農民所得の向上に寄与しようとするものである。

(9) 開発技術協力事業（一次産品開発事業）

この事業は、開発途上国の貿易拡大に資する一次産品開発のための総合的な技術協力であり、開発金融その他開発輸入事業の仕組とも密接な関連のある事業である。

したがって事業の内容は現地に基地を設け、基地要員として農業、流通経営等の専門家を長期間派遣し、併せて展示、試作用の肥料、農機具等を供与して、とうもろこし、ソルガム、油糧種子等の一次産品の栽培技術、施肥等の技術協力を実施するとともに、肥料、生産物の流通機構改善等についての助言、さらに対象一次産品の輸入に関するあっせんならびに開発資材の購入およびそれに必要な資金の貸付けのあっせん等の業務を行なうものである。

(10) その他の協力事業

(イ) 賠償等による協力事業

わが国は、カンボディア、インドネシア、フィリピンに対する戦後処理の一環として、賠償またはこれに準ずる方法により国家的義務を果たしてきた。すなわち日本・カンボディア経済技術協力協定に基づき現地に農業、畜産および医療の各センターを設置し、協力を行なってきたがこの協定による協力期間はすでに終了し現在はコロンボ計画によって専門家を派遣し継続協力中である。

(ロ) 東南アジア漁業開発センターのための調達事業

東南アジア農業開発会議において設置が提案された東南アジア漁業開発センターは創立理事会においてタイに訓練部局、シンガポールに調査部局が設置されることに決定し、これに要する訓練船、調査船の建造および研究用器材、専門家の派遣がわが国に要請された。これらの業務は当事業団が実施することとなり、訓練船、調査船は建造ののち現地に回航され、これに伴う専門家の派遣も実施されて業務に従事している。

(ハ) 国連諸機関に対する協力事業

国連諸機関に対する協力業務は、国連の通常技術援助計画および国連開発計画（拡大技術援助計画および特別基金計画の両計画）に基づき国連が採用する専門家の推せん業務および国連技術協力に関連する機材をわが国で調達する際のあっせん業務等である。その他国連の経費による研修員の受入事業を行なっている。（詳細は、研修員入事業の項を参照）

(11) 日本青年海外協力隊事業

この事業は、技術をもったわが国の青年男女を開発途上国に派遣して、

相手国の人びとと生活と労働をともにしながら、その国の経済的社会的開発、民生の向上に協力するとともにわが国青年の国際的視野を広め、ひいては国際親善の上に大きく寄与することを目的としている。また、この事業は国内青少年対策の上からも帰国した隊員が、海外において得た貴重な体験を活かし、若い力の中核として青少年に夢を持たせ、わが国の発展に貢献するものとして、重要な意義を有するものである。

この事業は相手国政府との間で締結した協力隊派遣に関する協定に基づき実施される。

(12) 関連事業（企画調査、情報管理、広報等）

事業団は、前述したような技術協力を実施する機関であるが、これらの事業を有効かつ適切に推進するためには、十分な事前の調査研究、事業効果の把握の上に立った策定が必要であり、さらに官、民関係機関の理解と協力が不可欠である。このような観点から事業団は技術協力の実施に関連する企画、調査、研究、語学研修、情報管理、広報等の業務を行なっている。その主なものを述べれば次のとおりである。

(1) 技術協力の効果的実施のために対象諸国の経済開発計画、開発プロジェクトの動向、技術水準その他文化的、社会的諸環境を十分に認識把握することはきわめて重要である。この意味から事業団は、常に各関係機関と連繫をとり調査研究につとめているほか、事業団自体として現地に専門調査員を派遣し、また派遣専門家、来日研修員その他の学識経験者を動員して技術協力対象諸国の動向調査を行ない、事業の基礎資料とし、また関係機関の参考に供している。

(2) 技術協力の効果についての分析は、その方法論などむづかしい問題があるが、いずれにせよ多額の国家財政資金を投入して行なう以上、

事業の進捗中および事後を問わずその効果を的確に把握し、その基礎の上に立って計画を立案することが必要である。

事業団は外務省と協同し、また関係専門家、諸機関の協力を得て重要なプロジェクトについての効果測定を組織的に実施している。

このために職員を調査員として現地に派遣し、海外駐在員と協同して帰国研修員の研修効果、供与機材の利用状況等広範な効果測定事業にあたっている。

昭和42年度において外務省、在外公館の協力を得て、実施した効果測定事業では、わが国の技術協力が多くの国で定着しつつあるとともにそれらの国の経済開発に貢献していることが明らかとなったが、同時に今後の改善すべき諸点もはっきりし、今後のわが国の技術協力計画等の策定と実施の上に大きな成果をもたらした。

(3) 技術的な調査研究として、運輸、電気通信等個別的な委員会を設けて調査を進めるなど技術協力の円滑な運営に資している。

(4) 技術協力事業を推進するためには、国民的理解が不可欠のものであるが、そのため技術協力の必要性を広く国民各層に周知させる必要から、月刊誌「海外技術協力」等各種刊行物、パンフレットの発行、展覧会、講演会の開催等を行なっているほか、来日研修員の活動状況や海外で活躍する専門家の状況等の写真を各テレビ、新聞社、雑誌社等に提供している。なお、この一環として毎年経済協力に関係する諸機関、諸団体と経済協力強調運動週間を共催しているが、これは、広く経済技術協力全般にわたる広報であり、例年その開会式には総理大臣はじめ政・財・官界の主たる関係者の出席を得て展覧会、講演会、シンポジウム等の行事が催されている。

海外広報としては、わが国の技術協力の現状を示す写真等をコロombo

プラン事務局はじめ各国の広報諸機関に提供したり、そのほか、国際機関をはじめ諸外国の図書館、大学と資料を交換し、資料の収集に併せて広報に役立てている。

(5) 事業団は、国民的基盤に立って技術協力事業を推進する一環として広く民間の賛助をおおぐ賛助会員制度を設けている。現在わが国の経済界の中心をなす主要企業約400社が会員に加入しており、会員とは講演会、懇談会の開催、あるいは出版物の配布等を通じ、その靱帯を強めるとともにその協力を得ている。(付6参照)

【付 1】

海外技術協力事業団法

第 1 章	総 則 (第 1 条 ~ 第 7 条)
第 2 章	役員および職員 (第 8 条 ~ 第 17 条)
第 3 章	運 営 審 議 会 (第 18 条 ・ 第 19 条)
第 4 章	業 務 (第 20 条 ・ 第 21 条)
第 5 章	財務および会計 (第 22 条 ~ 第 30 条)
第 6 章	監 督 (第 31 条 ~ 第 32 条)
第 7 章	雑 則 (第 33 条 ~ 第 35 条)
第 8 章	罰 則 (第 36 条 ~ 第 38 条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「アジア等の地域」という。）に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第2条 海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、2億円とし、政府がその全額を出資する。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。
- 3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登 記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）および第50条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、会長1人、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第9条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を掌握し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して事業団の業務を掌握し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員任命)

第10条 会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第11条 会長、理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は2年とする。

ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員または地方公共団体の長
- (2) 政府又は地方公共団体の職員（審議会、協議会等の会員その他これに準ず

る地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)

(役員解任)

第13条 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と会長または理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(職員任命)

第16条 事業団の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第17条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第18条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を

審議する。

- 3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

- 第19条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、会長が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第20条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 国の委託を受けて、次の業務を行なうこと。
 - イ アジア等の地域からの技術研修員に対し技術の研修を行なうこと。
 - ロ アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。
 - ハ アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機材設備の調達等その設備及び運営に必要な業務を行なうこと。
 - ニ アジア等の地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。
 - (2) 前号イの技術研修のための施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行なうこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、必要な業務を行なうこと。
- 2 事業団は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認

可を受けなければならない。

(業務方法書)

第21条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第22条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第23条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときはこれに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 事業団は毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

- 第26条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第27条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行への貯金または郵便貯金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第28条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第29条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第30条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

(監 督)

第31条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第32条 外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、またはその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提出しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

(解 散)

第33条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議等)

第34条 外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

(1) 第20条第2項、第21条第1項、第23条、第26条第1項若しくは第2項ただし書又は第28条の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第2項、第28条又は第30条の規定により外務省令を定めようとするとき。

(3) 第24条第1項または第29条の規定による承認をしようとするとき。

(4) 第27条第1項の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第20条第1項第1号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(交付金の交付)

第35条 国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必

要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

第 8 章 罰 則

(罰 則)

第36条 第32条第1項に規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第5条第1項の政令に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第20条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- (4) 第27条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第31条第2項の命令に違反したとき。

第38条 第5条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は事業団の成立とのきにおいて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させ

る。

第4条 設立委員は設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第5条 附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第6条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(社団法人アジア協会からの引継ぎ)

第7条 昭和29年6月30日に設立された社団法人アジア協会(以下この条において「社団法人アジア協会」という。)は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び業務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び義務は、事業団の設立のときにおいて事業団に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、そのときにおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第25条第1項の積立金と区別して、積立てなければならない。

5 第3項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については政令で定める。

(非課税)

第8条 附則第7条第3項の規定により事業団が権利を承継する場合において、

当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第9条 この法律の施行の際現に海外技術協力事業団という名称を利用している者は、この法律の施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第10条 事業団の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和38年3月31日に終わるものとする。

第11条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第23条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第12条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に「海外技術協力事業団法」を加え、同条第18号中「日本開発銀行」の下に「海外技術協力事業団」を加え、同条第27号の3の次に次の1号を加える。

27ノ4 海外技術協力事業団が海外技術協力事業団法第20条第1項第2号ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶(水産業ノ研修ノ為ニ直接使用スルモノニ限ル)ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第13条 印紙税法(明治32年法律第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ2の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ3 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第14条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第15条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第16条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第17条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「労働福祉事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第18条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 海外技術協力事業団を監督すること。

【付 2】

海外技術協力事業団主要役職員名簿

(昭和45年6月30日現在)

会 長	中 山 素 平
理 事 長	田 付 景 一
理 事 (常 勤)	寺 岡 卓 夫
”	吉 原 平 二 郎
”	中 西 申 一
”	宮 川 国 生
理 事 (非 常 勤)	永 野 重 雄
”	松 原 与 三 松
”	井 上 五 郎
監 事	原 野 啓 章
”	野 田 章
最 高 顧 問	松 永 安 左 工 門
常 勤 顧 問	柳 沢 米 吉
”	安 芸 皎 一 謙
”	小 澁 沢 信 一 長
”	大 戸 元 一 郎
顧 問	森 永 貞 一 三
”	石 坂 泰 三 学
”	松 本 三 郎
”	原 安 三 郎

顧問	小原	島	新	一
“	原		吉	平
“	福	島	慎	太
“	柳	田	誠	二
“	足	立		正
“	梶	井		剛
“	倉	田	主	税
“	久	留	秀	三
“	稲	島	平	太
“	岩	垣	喜	郎
“	久	保		雄
“	渡	田	文	豊
“	角	辺		平
総務部長	阿	谷	千	壽
総務課長	国	部	傳	生
人事厚生課長	八	又	有	和
企画課長	與	坂	榮	郎
情報管理課長	藤	野		志
広報課長	野	本		三
語学研修室長		上		侑
東南アジア漁業開発 センター調査業務室長	(兼)遊	藤	英	夫
経理部長	山	内	民	雄
財務課長	新	谷	賢	作
会計課長	山	村		寛
契約第一課課長	木	村	正	夫
契約第二課長	岩	岡	常	吉

調 査 役

国内事業部長

管 理 課 長

研修第一課長

研修第二課長

研修監理員課長

賠 償 室 長

海外事業部長

管理調整課長

派遣第一課長

派遣第二課長

海外センター課長

開発調査部長

計 画 課 長

実 施 課 長

農業協力部長

計画調整課長

業 務 課 長

医療協力部長

開発技術協力室長

バンコック海外事務所長

ニュー・デリー海外事務所長

プノンペン海外事務所長

マニラ海外事務所長

ジャカルタ海外事務所長

櫻 井 賢 一

保 里 久 保 一

植 原 保 亨 造

杉 山 亨 富 美 男

神 宮 富 豊 治

黒 田 田 定 徳

三 田 村 正 男

長 谷 川 和 夫

岡 部 藤 英 夫

遠 藤 原 正 男

桑 井 秀 雄

武 階 堂 佳 次

久 武 啓 祐

新 家 義 雄

坂 本 正 作

森 田 泰 隆

木 村 重 郎

後 藤 伍 郎

松 原 良 夫

宮 本 守 也

稲 垣 昇 一

安 尾 正 元

北 野 康 夫

佐 山 豊

ダッカ海外事務所長	望	月	安	正
シンガポール事務所長	加	藤		清
東京インターナショナル センター館長	武	田	道	夫
大阪国際研修センター館長	吉	田	春	茂
名古屋国際研修センター館長	山	田	和	男
三崎国際水産研修センター館長	松	木	楠	義
内原国際農業研修センター館長	篠	原	捨	喜
日本青年海外協力隊事務局長	篠	浦	公	夫
総務課長	綱	川	公	和
企画調整室長	室			靖
経理課長	坂	本	喜久	雄
契約室長	長	沢	久四	郎
国内課長	小	野	正	美
派遣課長	富	田	浩	造
広報室長	(兼)篠	浦	公	夫
日本青年海外協力隊訓練所長	高	橋	成	雄
マレーシア日本青年協力隊 海外駐在員	松	崎	孝	雄
タンザニア	柳	井		進
ラオス	田	口	定	則
フィリピン	大	畑	英	雄
モロッコ	道	下	高	一
インド	宮	持		優

【付 3】

受入研修員に関する諸経費一覧 (海外技術協力事業団が受入れる) (研修員1名当りの基準額である)

	項 目	内 容	備 考
a	渡 航 費	エコノミークラス航空賃	高級技術者はファーストクラス航空賃を支給することもある
b	滞 在 費	2,700円 (1日当り)	但し, 2,100円~5,000円の範囲で調整する
c	支 度 料	10,000円~30,000円	到着時支給。
d	国内旅費	29,640円 (鉄道賃) 18,000円 (施行手当) 1泊につき 1,200円	
e	書 籍 費	5,000円~10,000円	国連, 政府一般要請計画を除く。
f	厚 生 費 (医療費 福祉費)	3,500円 (1月当り)	医療費は健康保険の診療範囲内, 福祉費はレクリエーションに当る
g	研 修 付 帯費(※)	26,000 (1月当り)	①通訳, 講師および受入先への謝金, 指導員同行旅費, 教材費, 資材費等 ②事業団が直接研修受入先に支払う。
h	資 料 別 送 料	別送扱い 10 Kg 相当料金	研修資料の送料として離日時支給

(※) 「国連計画, 政府一般」によって受入れる研修員については, わが国は, この経費のみを負担する。

【付 4】

派遣専門家の給与等一覧 (海外技術協力事業団が派遣する専門家(センター要員等の給与等である。))

項 目	内 容	備 考
給与(本俸, 在勤加俸)	<p>本俸: 175,000円(特級) ~ 35,000円(6級)</p> <p>在勤俸: 国別, 等級別に定めた定額</p> <p>在勤加俸: 配偶者 $25/100 \times (\text{在勤俸})$ 子1人につき $10/100 \times (\text{在勤俸})$</p>	<p>月額, 邦貨, ただし勤務先から別に支給される場合, 扶養親族がない場合, および, 扶養家族を全部呼び寄せた場合は支給しない。</p> <p>月額, 米ドル, ただし相手国で一部を負担する場合は, その分を控除する。</p> <p>扶養家族を随伴し, または呼寄せる者に対し, 在勤俸の40/100を限度として支給する。</p>
旅費(航空賃, 船賃, 鉄道賃, 日当, 宿泊料, 移転料, 扶養親族移転料, 着後手当, 支度料, 旅行雑費)	<p>航空賃: エコノミークラス, ただし特級格の者, かつ1級の者で調査団長, またはセンターの理事長はファーストクラス</p> <p>日当, 宿泊料, 移転料, 扶養親族移転料, 着後手当, 支度料: 国家公務員旅費に準じた定額を支給する。</p> <p>旅行雑費は旅行者の予防注射料, 入出国税, 海外渡航のための健康診断料の実費程度を支給する。</p>	
有給休暇	<p>専門家が任国の承認を得た休暇については有給休暇とする。</p>	<p>原則として専門家が勤務する機関の職員に与えられている有給休暇日数の範囲とする。</p>
その他	<p>災害補償等については別に定める。</p>	
<p>(注) (1) 長期(1年以上)派遣者に対しては本俸, 在勤俸, 現地業務費, 航空賃, 船賃, 鉄道賃, 日当, 宿泊料, 移転料, 着後手当, 支度料, 旅行雑費, また必要に応じて在勤加俸, 扶養親族移転料を支給する。</p> <p>(2) 短期(1年以下)派遣者に対しては, 本俸, 現地業務費, 航空賃, 船賃, 鉄道賃, 日当, 宿泊料, 支度料および旅行雑費を支給する。</p>		

【付 5】

国内研修センター概要

センター名	所在地	建物の概要	機能	設備の概要	開館
東京国際研修センター	東京都新宿区市ケ谷本村町42番地11	鉄筋コンクリート造地下1階、地上5階	○京浜地区におけるの研修及び宿泊研修等 ○派遣家学研修。	居室 276室 (291ベッド) 教室 6室 講義室、語学研究室、セミナー室、食堂、食堂等	昭39.9
大阪国際研修センター	大阪府茨木市山田別所752~6	鉄筋コンクリート造地上6階(一部2階)	○京阪神及中小企業(電気、鉄鋼、小企業等)を対象とした研修及び宿泊	居室 66室 (70ベッド) 4研究室 講義室、食堂等	昭42.4
名古屋国際研修センター	名古屋市千種区法王町2の4	鉄筋コンクリート造地上1階、地下2階	○名古屋近郊(京中、自衛隊等)を対象とした研修及び宿泊	居室 45室 会議室、食堂、シャワー等	昭36.3
三崎国際水産研修センター	神奈川県三浦市諏訪町10の20	補強コンクリート造2階平家棟	○沿岸漁業の技術的研修に技術者の研修。	居室 29室 会議室、実習室、展示実習船	昭36.5
内原国際農業研修センター	茨城県東茨城郡内原町長田1397の1	木造一部コンクリート造温庫等23棟、室4棟	○農業技術者の研修の目的の研究	居室 54室 実習室、各種作業室、付田舎(水田含む)	昭36.5

【付 6】

賛助会員名簿

(昭和45年4月現在)

鐘淵紡績	ジャパンエクス プレス	日本冷蔵
富士紡績	京浜トラベルサービス	海外漁業
日清紡績	日本航空	林兼水産工業
東洋レーヨン	フランス國營航空	昭和電工
旭化成工業	ヴァリグ航空	日産化学工業
帝人	日本郵船	三井東圧化学
倉敷レイヨン	大阪商船三井船船	日本合同肥料
三菱レイヨン	ジャパンライン	東洋曹達工業
東邦レーヨン	山下新日本汽船	三共
日本レイヨン	川崎汽船	武田薬品工業
日本漁網船具	昭和海運	塩野義製菓
帝國産業	東京船船	エーザイ
森下製網所	大日本製糖	第一製菓
日東製網	明治製糖	ミドリ十字
桃井製網	芝浦製糖	北興化学工業
王子製紙	日本農産工業	日本農薬
国際電信電話	キッコーマン醬油	クミアイ化学工業
日本電信電話公社	味の素	大塚薬品工業
日本通運	日清製粉	大日本インキ化学工業
阪急交通社	明治製菓	スワン万年筆
東急航空	明治乳業	小川香料
永楽ニュージャパン トラベルサービス	雪印乳業	花王石鹼
日新運輸倉庫	大洋漁業	品川白煉瓦
商船航空サービス	日本水産	黒崎窯業
近鉄航空サービス	日魯漁業	日本碍子

日本特殊陶業	神戸製鋼所	京三製作所
日本板硝子	住友金屬工業	服部時計店
日本硝子	川崎製鉄	東京機械製作所
ブリヂストンタイヤ	住友軽金屬工業	新東工業
住友ゴム工業	古河電氣工業	小松製作所
日本鋳業	住友電氣工業	久保田鉄工
三井金屬鋳業	日立製作所	井関農機
三菱金屬鋳業	東京芝浦電氣	共立農機
住友金屬鋳山	三菱電機	高北農機
古河鋳業	松下電器産業	佐藤造機
同和鋳業	三洋電機	有光農機
三井鋳山	明電舎	丸山製作所
北海道炭礦汽船	神鋼電機	松山
三菱鋳業	日本電氣	佐竹製作所
日鉄鋳業	富士通	中央貿易
日窒鋳業	沖電氣工業	初田工業
石原産業	岩崎通信機	協和農機
東邦亜鉛	日本無線	東西産業貿易
海外鋳物資源開発	安立電氣	池貝鉄工
スラウエニッケル	安陸電氣	ワシノ機械
日本石油	光電製作所	牧野フライス製作所
三菱石油	古野電氣	豊田自動織機製作所
出光興産	海上電機	酒井重工業
興亜石油	大洋電機	日本橋梁
シェル石油	芝電氣	日本精工
北スマトラ石油	新電元工業	東洋ベアリング製造
日本製鉄	東洋フェイバー	光洋精工
日本鋼管	日本信号	島津製作所

日立レントゲン販売
 東芝放射線
 日本光電工業
 富士平工業
 昭和電線電纜
 大日日本電線
 タツタ電線
 日立電線
 藤倉電線
 荏原製作所
 西島製作所
 電業社機械製作所
 宇野沢組鉄工所
 千代田化工建設
 阪神内燃機工業
 三井精機工業
 不二サッシ販売
 前川製作所
 木下工業
 京都機械
 大島鉄工所
 鉦研試錐工業
 利根ボーリング
 日立造船
 三菱重工業
 石川島播磨重工業
 川崎重工業
 浦賀重工業

日本ウジミナス
 汽車製造
 東洋運搬機
 トヨタ自動車工業
 いすゞ自動車
 東洋工業
 ダイハツ工業
 富士重工業
 ヤンマーディーゼル
 電源開発
 東京電力
 中部電力
 関西電力
 北陸電力
 東北電力
 北海道電力
 九州電力
 中国電力
 四国電力
 関西電力
 西松建設
 鹿島建設
 大林組
 大成海外建設
 清水建設
 熊谷組
 前田建設工業
 飛島建設

藤田組
 竹中工務店
 住友建設
 銭高組
 戸田建設
 三井建設
 佐藤工業
 安藤建設
 大豊建設
 鉄建建設
 北野建設
 ブルドーザー工事
 日本国土開発
 日本舗道
 五洋建設
 東亜港湾工業
 東洋建設
 佐伯建設工業
 大都工業
 臨海土木工業所
 国土総合開発
 三井不動産
 久保田建設
 栗田工業
 日本工営
 東洋エンジニアリング
 八千代エンジニアリング
 日本水道コンサルタント

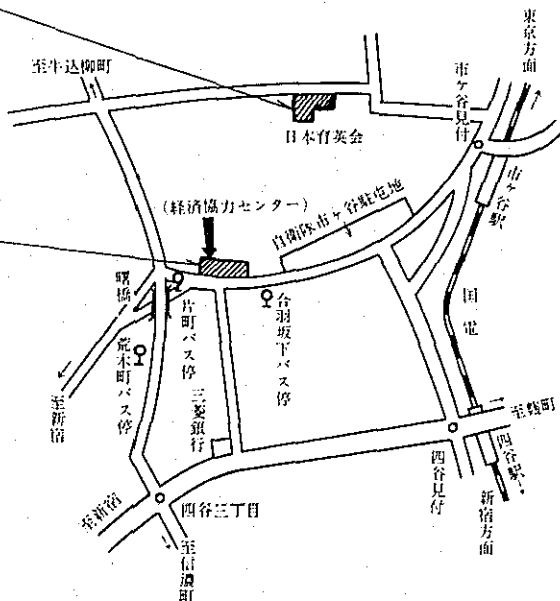
東光コンサルタンツ	三井物産	海外貨物検査
日本港湾 コンサルタント	丸紅飯田	川島義一商店
日本通信協力	伊藤忠商事	日本輸出入銀行
日本特殊土木工業	野村貿易	海外経済協力基金
建設技術研究所	住友商事	東京銀行
パシフィック コンサルタンツ	日綿実業	住友銀行
中央開発	東洋棉花	三井銀行
東京設計事務所	日商岩井	三菱銀行
日本建設 コンサルタント	安宅産業	富士銀行
日本物理探鉱	兼松江商	第一銀行
三祐コンサルタンツ インターナショナル	豊田通商	大和銀行
日本農業土木 コンサルタンツ	東食	三和銀行
新日本技術 コンサルタント	極東貿易	東海銀行
日本技術開発	明治商業	神戸銀行
日本交通技術	郡是産業	協和銀行
電気技術開発	守谷商會	日本勸業銀行
明治コンサルタント	日製産業	日本興業銀行
梶谷調査工事	鍛冶田商會	北海道拓殖銀行
富士コンサルタンツ	南洋物産	日本長期信用銀行
三井共同建設 コンサルタント	永大産業	日本不動産銀行
橋梁設計事務所	大南公同	信託協會
内外コンサルタント	入丸産業	農林中央金庫
セントラル コンサルタント	メルバブ貿易	商工組合中央金庫
構造計画 コンサルタント	組合貿易	日産農林工業
日本海外 コンサルタンツ	トリオ商事	三井農林
アジア航測	八木商店	住友林業
国際航業	西沢	カリマンタン 森林開発協力
三菱商事	トヨタ自動車販売	大丸

松坂屋	日本船主協会	日本電気計測器工業会
松屋	日本乳製品協会	陸用内燃機関協会
東急百貨店	国際食糧農業協会	日本船舶輸出組合
伊勢丹	日本ソーダ工業会	日本鉄道車輛工業協会
高島屋	日本硫安工業協会	日本鉄道車輛輸出組合
西武百貨店	日本塗料輸出振興	海外鉄道技術協力協会
阪急百貨店	日本石炭協会	海外電力調査会
東京会館	海外鉱物資源 開発協力協会	電力中央研究所
丸の内ホテル	日本鉄鋼連盟	日本水道協会
文唱堂印刷所	日本機械輸出組合	全国相互銀行協会
日本農林企画協会	日本工作機械工業会	拓大海外事情研究所
東洋工業商会	日本鍛造品輸出協議会	国民経済研究協会
第一貿易商会	日本建設機械化協会	耐火煉瓦協会
日本紡績検査協会	日本農業機械工業会	日本建設業団体連合会
日本電気協会	日本林業技術協会	日本損害保険協会
海外電気通信協力会	全日本初生糞摺別協会	生命保険協会
電気通信協会	日本電線工業会	

東京インターナショナルセンター

☎ 267-2311

海外技術協力事業団
(経済協力センタービル)



- 国電 四谷駅下車
- 地下鉄 四谷三丁目下車
- バス 東京駅丸の内北口から江古田行き、
合羽坂下下車
新宿駅西口から浅草公園行き、
片町下車
渋谷駅から早大正門行き、
荒木町下車

東京都新宿区市ヶ谷本村町42
海外技術協力事業団

☎ (353) 2171 (大代表)

